

小牧市教労 2016 年度 後期対市交渉記録

- 1 日 時 2017年3月15日(水) 15:30~
- 2 場 所 市役所東庁舎 2階 会議室2-3
- 3 参加者 市教委 伊藤教育部次長 中谷学校教育課課長 松永教育総務課課長
山本学校教育課課長補佐 采女学校教育課指導主事
組 合 大久保執行委員長 松田書記長 百瀬会計委員 岩澤愛教労議長
(記録 岩脇・石田)

4 交渉次第

進行：采女指導主事

(1) 挨拶

大久保委員長

日頃組合へのご理解ご協力ありがとうございます。

教員の長時間勤務はすでに限界に達している。中学校の実態については世界のなかでも異常なほどの長時間勤務を強いられていて、その主な要因が部活動指導。小学校では担当授業時間数が多過ぎて、本来すべき授業の準備時間確保ができない。教員は時間外勤務をしていても手当でも支給されない。「教育委員会や校長のマネジメントが重要であり、勤務管理の面でも労安の面でも現行法に基づいた具体的取組を直ちに進める必要がある。」と県の多忙化解消プロジェクトチームも提言している。この場でも長時間勤務を改善するための話し合いがしたい。

伊藤教育部次長

お時間をいただきありがとうございます。

(2) 回答書受理

(3) 交渉

司会：松田書記長

I いじめ・不登校・子どもの「荒れ」に十分対応できる労働条件の改善に関すること

1. 労働安全衛生法に基づき、職場の教職員の健康と安全を守り、快適な労働条件をつくる組織と環境を確立してください。そのために、以下のことに至急取り組んでください。

(1) 学校職員における「安全衛生管理に関する要綱」の以下のことに至急取り組むこと。

- ① 常時50人以上を有する職場においては、産業医を配置し、校内衛生委員会を設置すること。

回答： 努力していく。校内安全衛生委員会については該当校に周知している。

- ② 4月に各学校において小中学校教職員安全衛生管理者及び衛生推進者を発表し、その職務内容を全職員に報告させるとともに、当該職員に対する研修を速やかに実施すること。

回答： 努力していく。

- ③ 安全衛生委員会で以下の点を調査・審議し、その結果を各職場（全職員）に配布すること。

ア 時間外労働時間の把握及びその縮減に向けての方策

イ 定期健康診断の結果とその事後措置

ウ 精神疾患等、職員の健康に関わる諸問題

回答： 安全衛生委員会の協議結果を職員に周知するようにする。在校時間の把握及び縮減に向けての方策は各校で努めている。

- ④ 定期健康診断の事後措置を衛生管理者と産業医（衛生管理医）により適切に講じること。

回答： 努力したい。

- ⑤ 職員全員の健康診断を実施すること。

回答： 努力したい。

- ⑥ 健康の保持・増進を図るための講習会を実施し、希望者全員が参加できるようにすること。

回答： 努力したい。

＜協議＞

組合 市内で7校の学校に校内衛生委員会が設置され、産業医も配置された。事前の質問に対し、「おおむね校内衛生委員会を2カ月に1度程度開いている」という回答をもらったが、執行委員長と書記長の職場では学期1回程度しか行っていない。また、それについて職員に報告もなければ産業医と直に話をする機会もなかった。産業医の手当はどのようなものか。

教委 開かれた回数ではなく、月2万円である。

組合 せっかく今年度から産業医が配置され校内衛生委員会が立ち上がったにもかかわらず今までと何も変わっていない。産業医配置の予算措置（2万円×12ヶ月×7校=168万円）が私たちの健康改善のために使われているという実感がない。規則では月1回は校内衛生委員会を開催し、産業医が校内巡視を行わなければならないということになっているが。

教委 会を実のあるものにするためには事前準備が大変である。多忙化解消や会議の精選に反するという現場からの声もある。

組合 特に準備をしなくても、校内巡視をしてもらい、会議の中で助言をしたり教職員の声を聞いてもらったりできればよいのではないか。

組合 管理職が職員の労働時間の把握をしているのだから改めて資料を作る必要はない。校内衛生推進者が準備して会議を開けばそれほど負担はない。仮に多少の負担があったとしても法令を曲げるわけにはいかない。

教委 校内衛生委員会ももちろんやるが、校内衛生委員会の場だけでなく、日々のなかや運営委員会なども含め、職務を多忙化させないよう校長が各学校の実情に応じて工夫している。だからと言って現状でよいとは思わないので、教育委員会からも充実させてもらうよう声掛けはしていきたい。

教委 正直言って該当7校に差があるのは事実である。産業医がみえたとき、会議後に在校時間の長い先生を呼んで個別指導をしてもらっているという事例もある。そういういい例が情報交換などによって徐々に浸透していくことが大事なのではないかと思っている。

組合 せっかく予算をつけてもらっているので、形だけでなく教職員の健康のために活かされるよう市教委から紹介なり指導なりしていただきたい。

- (2) 「安全衛生管理に関する要綱」を改訂し、以下のように取り組むこと。

- ① 50人未満の学校においても、校内衛生委員会を設置すること。

回答： 現時点では、考えていない。

② 総括安全衛生委員会の構成員に産業医を加えること。当面、衛生管理医が各学校を巡回できるようにすること。

回答： 考えていない。

(3) アスベストの存在箇所について業者による調査を行い、解体・災害等で飛散の恐れがある場合は、飛散防止のための適切な措置を講ずること。また、アスベストの状態・それへの対応については、職員・児童生徒・保護者に対して、明らかにすること。

回答： アスベスト調査は、業者に委託して行っており、対策を講じている。アスベストの状態及び対応については、平成27年度に学校への通知を行っており、改めての公表は考えていない。

《協議》

組合 最近、小牧市立図書館からアスベストが出たとの新聞報道があった。実際どこにアスベストがあるかわからないという不安な状態にある。校舎にもアスベストが存在することを保護者に知らせる必要があるのではないか。また、できることならどこにあるのかきちんと調べていただきたい。建築の段階ではアスベストの危険性がわかっていなかったからどこにあるかが記録されていないのではないか。

教委 アスベストについては平成17年度に施設すべてを調査している。その中に学校も入っている。

組合 小牧南小学校では工事のため天井を開けたらアスベストが落ちてきてびっくりしたということが昨年度あったが。

教委 そこは調査の中でアスベストがあるということを把握し対策はしてあった所です。それから十数年経って、アスベストの存在を改めて調べることなく工事をしてしまったということ。工事に際して当時の資料をよく調べればよかったのだが。

組合 市教委は知っていたのに工事関係者に知らせなかったということか。

教委 その当時の担当者がずっといるわけではないので把握ができなかった。

組合 当然工事を始めるときには確認すべき。怠慢だったということになると思う。

教委 すぐ調査したり掃除したり対応させていただいた。

組合 文科省の方針でも「飛散しないように措置すればよい」と書いてあるが、今後古い学校で大工事をすれば周りにアスベストが飛散するのではないかと不安である。

教委 解体する際には状況を把握してすることになるので大丈夫です。

組合 平成17年に実施したアスベストの調査結果については担当者は変わっても当然記録はありますね。

教委 あります。

組合 情報公開すれば出していただけか。

教委 当時の調査結果がうまく引き継がれていなかったという反省点を踏まえて、当時の資料を全部整理して、事務局も把握しておく必要がある。学校でもちょっとした修繕が発生する可能性もある。情報は共有し合おうということで関係学校には昨年度資料を配布した。特に事務局の方は風化しないような形で処理をさせていただいているのでご理解いただきたい。

組合 天井以外にも廊下の北側の窓の下（ダスターシュート跡）にアスベストらしきものを見つけ、校長に報告したら本当にアスベストだったということがあった。露出したままずいぶん長い

間放っておかれていた。きちんと点検されてない所もあるのでないかと不安になる。

教委 人事異動があってもきちんと受け継がれるようなシステムを改めて構築させていただいた。17年度の調査は大々的に壊してやったわけではなく、ある程度試験的に部分的にみた内容のだが、それなりの信頼性のある調査をさせていただいた。

教委 加えて、昨年度今年度と小中学校にエアコン工事をしているがその際にも確認をしたが新たなものは出ていない。

組合 各学校に情報があっても親も職員も知らない。今のところは安全であるとはいえアスベストは危険物である。私たちも情報を持っていれば万一の事故は防げる。ぜひ情報を知らせてほしい。

組合 目で見て「アスベストではないか」と疑われるようなものでも図面にアスベストと記載のないものはアスベストではないのか。それともアスベストかもしれないのか。

組合 先ほど出てきた「廊下の北側の窓の下」のアスベストは17年の調査から漏れていたのですね。

教委 その件は17年の調査で把握されていた。塞がれていたものが割れて出ていたという話だ。連絡をもらってすぐに対処した。

組合 そのように時間が経つと困った所が剥がれてしまう場合もある。教員が毎月担当場所を安全点検をしているが、素人なのでどういう状態がいけないのかがはっきりわからない。アスベストについては専門家がしっかり囲われているか点検する必要があるのではないか。

組合 平成17年に市の全施設の調査をして安全対策を施したということだが、今年2月に市立図書館のボイラーからアスベストが飛散した。学校にもアスベストが存在することをきちんと市民に知らせるべきではないか。後でわかるよりも住民感情としてはあらかじめ知っておきたい。

組合 お知らせと点検をお願いしたい。

(4) 療養休暇を取得しやすくするよう校長を指導すること。

回答： 職員が休暇を取得しやすいように、各校で努めている。

(5) 8月13日～15日を閉校とし、教職員の当番勤務をなくすこと。

回答： 現時点では、考えていない。

《協議》

組合 8月13日から15日は閉校にしたらどうか。すでに他地区ではそうなっているところもあるし、県の方からもそういう提言が出てくると思う。小牧市として検討してもらえないか。

教委 閉校にするメリットは？

組合 教員にとって当番勤務は本来の仕事ではないことが基本にある。他県では教員が長期休業中の当番勤務をしないところもある。今、教職員の多忙化、業務の精選を見直している最中だし、とりあえず人の出入りの少ないお盆の間閉校にしても支障はない。

教委 職員の勤務の扱いは職免ではないですね。

組合 違います。それはそれぞれ休暇を取ったり自由である。当番が割り当てられないとしても勤務日である。当番が外されるから当番の回数が減ることにつながる。教員は休みではないけれ

ど学校は閉まっているというふうにしたらよい。

教委 言われることは理解できるが、社会通念上学校はいつも開いているという意識があるので段階を追って考えていきたい。

- (6) 再任用職員・非常勤職員・委託職員等を含めた全教職員の勤務時間を明示し、共通理解の下、働くことができるようにすること。

回答： 勤務時間は、勤務時間明示書により個別に明示している。

- (7) 特別支援学級在籍の児童生徒対応の介助員を市の予算で配置すること。

回答： 現時点では考えていない。

- (8) 休憩時間が保障されるように男女別の休養室を設置すること。

回答： 検討したい。

- (9) 専門のカウンセラー・適応教室の指導員を増員すること。

回答： 今後の課題としたい。

- (10) 養護教諭の複数配置校以外の学校に、年度初めの健診時及び宿泊的行事の際に非常勤の養護教諭の配置をすること。

回答： 現時点では増員は考えていない。

2. 2015年2月26日最高裁で確定した鳥居公務災害名古屋地裁判決（2011年6月29日）及び名古屋高裁判決（2012年10月26日）の「（学年学級事務や部活動など）やらざるを得ない時間外の勤務は校長による黙示の『包括的職務命令』による勤務であり、公務として扱う」との見解に基づき、違法な時間外勤務を曖昧にせず、適正な勤務時間の割り振り変更を行うよう校長を指導してください。

- (1) 厚生労働省「基発第339号通達」・文科省「06年4.3通達」をすべての校長・教頭に周知し、それを遵守すること。

回答： 既に周知され、各学校で遵守されていると考えている。

- (2) 職員の職場実態に合った勤務時間の割り振り・運用を実施し、時間外労働を生じさせないこと。

① 「在校時間状況記録」を超過勤務時間を集計でき、勤務の割り振り変更簿の機能も有するものに改善すること。

② 「医師による面接指導」の体制整備を図るとともに、職員への確実な周知を徹底すること。
ア 1月当たりの時間外・休日労働時間が100時間を超える場合は、医師の面接が確実に受けられるようにすること。

イ 面接指導の「サービスの取扱い」は「勤務」とすること。学校外での実施は「出張」とすること。

③ 「昼休憩が取れないときは、始業から7時間45分勤務した時点で勤務を解かれる」ことをすべての学校間で確認し合うこと。

④ 休憩時間中や勤務時間外の部活動指導があった場合は、確実に勤務時間の割り振り変更が行われるよう校長を指導すること。

⑤ 県教委の教員の多忙化解消プランを受け、市独自の教員の多忙化解消プランを作成すること。

回答： ①④について：「在校時間状況記録」や割り振りの記入等については適切に行われ

ていると把握している。

回答： ②について： 正規に割り振られた勤務時間を超えて行われる業務が相当の時間を超過した場合に行う「医師による面接指導」体制については整備をしている。今後は、制度の有効活用に向けて努力したい。

回答： ③について： 昼休憩は適切にとられていると把握している。

回答： ⑤について： 県教委の動向を注視しつつ、今後の課題としたい。

＜協議＞

組合 3月末には県の「多忙化解消プラン」が出るそうだが、小牧市独自に作っていく動きはあるか。

教委 小牧市は以前から部活動の朝練がない。第2,第4土曜日と第3日曜日は部活動は休養日としている。これで満足しているわけではないが。

組合 部活動やその他業務の多忙化解消のための組織を作っていくと言っている市町もある。

教委 我々も考えるが、こんな事例がいいというのを教えてもらえないか。

組合 春日井ではほとんどの小学校は部活動がない。小学校はカリキュラムにもないのだからなくせばよい。当面なくせないのなら勤務時間内で終わるようにすればよい。

部活動の社会体育への移行の動きのなかで春日井は部活動をなくしていくように進んでいったのに、小牧はどういうわけか残ってしまった。そればかりか昨年秋に小学校では突如バスケの大会が増えた。市教委や校長も知らないままに市民体育大会として小学校の部が立ち上がったと聞いた。それにほとんどの小学校が参加した。大会が増えれば練習時間も練習試合も増える。指導者の負担も大変だし子どもも大変である。

教委 部活動をなくすことは、仮にやったとしても、実際にはなんで部活動をやってくれないのかという保護者の声、子どもの声が学校に向けられる。部活動の縮減について世論が高まるよう周知していく必要がある。

先ほど「大会が立ち上がった」という話があったが、顧問の中での要求もあったと把握している。

組合 当然、指導者の中には多くの大会に参加したいと考える人もいるが、それを許せば縮減に逆行する。

組合 県で多忙化解消問題に取り組んでいる者の立場から言わせてもらう。(県の多忙化解消PT会議はすべて傍聴した。)

部活動は教育的意義があるという側面もあるが、多忙化の主たる要因でもあることはPT会議の場でも意見として出ていた。県も縮小、置き換え、社会体育に移行して機会の保障など、いろいろな方向で考えていこうとしている。その周知啓発は県がやるべきである。指導監督的立場の者が「今のままでは教員が死にそうだ」とアナウンスすれば市教委も学校も言いやすくなる。ぜひ市教委も教育も労働も大事にするということをアナウンスしてほしい。

学校マネジメントの立場から言えば、部活動をやりたい教員がいても「君らは働き過ぎだからだめだ」「いくらやりたくても学校の業務としてはだめだ」と言うのが校長の業務である。

毎月の衛生委員会の中でどうしたら減らせるか中身の議論をすればよい。

組合 部活動をやりたい人も確かにいるが、そうでない人もたくさんいる。もっと授業の準備をしたい、子どもと触れ合う時間を増やしたいと思っている。しかし、愛知県の多くの学校では、全員が部活動を割り振られていて全くやったこともない部活動を持たされ、それでまた苦勞し悩んでいるという状況が生まれている。

教員も子どもも強制参加の全員参加型の部活動に苦しんでいる人も多いので、誰が部活を担っていくかも検討課題にしていくべきである。

組合 山梨県教委は、中学校の運動部活動で教員に代わって「職員」の身分で顧問を務める外部人材を導入する方針を出した。お金はかかるが部活動を教員の仕事から切り離すように考えていかないと教員の多忙化はいつまでも解消されない。

ぜひ、小牧独自の取り組みを考えてほしい。

(3) 割増賃金の対象外となる教育職員についても次の点での徹底を図ること。

①「給特法」によって、「原則として時間外勤務を命じないものとする」と規定される教育職員については、勤務時間の適正管理がより厳格に行われるべきである。

以下に掲げる項目に沿った勤務時間管理を行うとともに、その徹底を図ること。

ア 教育職員の勤務時間については、次の基本原則に基づいて運用されることを確認すること。

- ・ 教育職員の週あたり勤務時間は38時間45分（再任用ハーフの場合は、19時間20分）であること。
- ・ 教育職員には原則として時間外勤務を命じないこと。再任用のハーフにおいては、明らかに時間外勤務をせざるをえなくなるような持ち時間数の設定をしないこと。

イ 教育職員の勤務時間において、年度当初に割り振られた勤務時間を変更し、もしくは超える勤務が必要となった場合には、その都度「勤務時間の割り振り変更簿」等客観的にわかる形で適正に行い、“1週間の勤務時間は38時間45分”の原則が確保されるように運用すべきであることを確認し、特に、次の点を十分配慮すること。

- ・ 「割り振りの変更」は、原則として前週の終わりまでに、すべての教育職員・該当職員に文書で明示すること。宿泊を伴う引率業務などについては、可能な限りその週での調整を行い、場合によっては事前・事後週も含めた平均で“1週間の勤務時間は38時間45分”の原則が確保できるよう「割り振りの変更」を行うこと。その際、できるだけ短期の週での平均で処理するよう配慮を行うこと。「変更後の割り振り」についても管理者が現認すること。

- ・ 当日になって生じる「勤務時間の超過」についても、割り振り変更簿に記録し、“1週間の勤務時間は38時間45分”の基本原則に沿って「割り振りの変更」を行うこと。

- ・ 割り振りの原則は、1週につき38時間45分であり、その適正運用は、管理者の責任であり、確実な現認を基本とするが、もし時期的に困難な場合は長期休業等の運用も含めた確実な割り振り変更をすること。

ウ 部活動、対外行事、関連行事などに関わる週休日の引率業務は、「第1義的に出張」と取り扱うべきである旨の指導の徹底を図ること。部活動等に関わる次の事項を確認するとともに、時間把握を正確に行うこと。

- ・ 引率業務が予定されている週休日等については、「週休日の振替」によって対応し、週2日が確保されるように運用を行うこと。
- ・ やむを得ず、「出張」扱いにできない場合にも、本人の同意を原則とし、週休日等の引率業務を含む「割り振りの変更」を行い、週2日の週休日・38時間45分労働の原則が遵守できる運用を行うこと。

- ・ 引率業務における勤務時間は、その実労働時間を正確に把握し、超過労働時間については、「勤務時間の割り振り変更」を実施すること。休憩の配置については、労基法の自由利用・一斉付与の原則に基づき実質が保障できる内容のみとすること。

回答： 教育職員（再任用職員を含む）の勤務時間や割り振り変更については、泊を伴う行事や部活動の引率も含めて、適切に行われていると把握している。部活動の社会体育への移行については、地域連携型の部活動としている。

《協議》

組合 再任用ハーフの働き方は学校によってばらつきがある。4日間勤務だと16コマ授業を持てる条件はあるが、16コマ全部授業を持てば、授業の準備も後片付けも時間内にできない。賃金に見合って働き甲斐があるように、ある程度の線引きを市教委主導で示してほしい。校長会との話し合いでも16コマパンパンに持っている例はないだろうという認識だったが、現実にはそういう人がいる。

教委 19時間20分しかない勤務時間の中で、16コマ満杯ではきついだろう。力のある先生や期待されてぜひにと頼まれる先生もいるだろうが、本人と事前に調整しながら、面談しながら決めていくことが望ましい。

校長には17日の内示を前にして、「特にハーフの先生方については勤務時間と勤務日の事前の明示をしっかりと願います」と伝えてある。

組合 ただし、内示の段階ではまだ新年度の授業数の確定ができないだろう。4月1日以降の職員会議で初めて時間割が出ることになる。そこからの話し合いになる。

組合 ハーフで16コマもありということか。

教委 19時間20分という勤務時間を命ずるのであって、授業のコマ数を命じるわけではない。勤務時間の中で業務をお願いしたり、お互いさまというところで承諾したりということになる。

組合 学校事情でそういうことになるのもわかるが、それをやっていると授業の準備時間などいろんな業務が勤務時間をはみ出す。つまり、マネジメントがうまくできてない状況である。県は、勤務時間内に収めよと言っている。授業に充てる時間は基本は4分の3程度が目安だと県は言っていた。

- (4) 休息時間の廃止により、これまで以上の労働強化が進行することがないようにすること。県教委の「学校職員の勤務時間に関する規則の施行について」等一部改正について（通知）を各職場に周知徹底し、午後の旧休息時間に当たる終業前15分間に打ち合わせなど諸会議を組むことのないようにすること。

回答： 休息時間の廃止により、これまでの勤務時間及び休憩時間に対する考え方が変化するものではない。労働強化防止については努力していると把握している。

II 憲法や「子どもの権利条約」の理念に則り、すべての子どもたちに、人間らしい成長と人格の完成をめざした教育を保障するための人的・物的環境充実に関すること。

1. 子ども・保護者・教師の願いが反映された教育課程づくりのために時間と予算を保障してください。

- (1) 教員の持ち時間数の適正化を図るために、教員定数の改善を関係諸機関に強く働きかけること。また、定数法上、学級対応教員である教頭・教務・「校務主任」には、本務以外の仕事をさせず、

持ち時間数を適正にすること。小学校においても、担当する教科は、評価を伴う専科とすること。

回答： 持ち時間数の適正化は、各校で努力されていると把握している。

(2) 「35人学級」が、小中学校全学年に拡充されるよう国や県にはたらきかけること。また、少数学級実現に必要な常勤講師を市でも独自に配置すること。

回答： はたらきかけはしていくが市独自措置は考えていない。

(3) 通常学級に在籍する特別な支援を要する児童生徒に対する支援を、在籍学級担任や特別支援学級担任任せにせず、独自に人的配置をすること。

回答： 検討していきたい。

(4) 「学級運営等改善対応非常勤講師配置事業」の加配教員が年間引き続いて勤務できるよう市独自で措置すること。

回答： 考えていない。

(5) 用務員を全て正規採用にすること。

回答： 現時点では考えていない。

2. ユネスコの『教員の地位勧告』・CEART 勧告を尊重して、教育行政をすすめてください。

(1) 職員を分断する県の教職員評価制度導入に反対すること。

回答： 考えていない。

(2) 教員免許更新制に反対すること。当面、教員免許更新制度導入にあたっては、次の点を配慮すること。

① 情報を提供し、確実に講習を受けられるよう条件整備すること。

② 経済的負担を軽減するための補助をすること。

回答： 制度への反対は考えていない。

①については引き続き努力していく。

②については考えていない。

3. 子どもの学びを歪める「全国学力・学習状況調査」に参加しないでください。もし、参加しても、学校が事前のテスト対策をしたり、市および学校別の点数の公表をしたりしないでください。

回答： 不参加は考えていない。点数の公表についても現時点では考えていない。

4. 「新しい学校づくり推進事業」により、学校間格差が広がらないようにしてください。

回答： 各学校の充実した教育活動を支援するために努力したい。

5. 特別支援学級をなくさないように国や県にはたらきかけてください。

回答： 国や県の動向を注視していきたい。

6. 「教育公務員特例法」の趣旨をふまえ、教師の自由な研修を保障してください。

回答： 校長もよく努力していると考えている。

7. 学校訪問は、教育条件・教育諸施設・設備の整備充実のための意見交換の場にしてください。

回答： 全く考えていない。

8. 道徳の教科化が導入された場合においても、愛国心の強要など、子どもの内心の自由が侵されるような評価を行わないよう校長を指導してください。

回答： 学習指導要領に従って行われるものと考えている。

9. 小学校における英語の教科化に当たっては、国が専科教員を配置するよう国に要望してください。国が配置しない場合は、市で配置してください。

回答： 小学校への英語専科教員の配置については、国や県の動向を注視する。市費での配置は考えていない。

10. 学校教育の場において「日の丸」「君が代」を強制し、子ども・教師・父母・及び行事参加者の内心の自由を侵すことのないよう校長への指導を徹底してください。

回答： 学習指導要領に従って行われていると考えている。

11. 体力テストは、各学校の裁量で実施できるようにし、全国一斉に実施される体力テストには参加しないようにしてください。

回答： 考えていない。

12. 市主催の会議・委員会を削減したり、各種行事の精選・簡素化を図り、学校運営に支障をきたさないようにしてください。

回答： 引き続き努力していく。

13. 健康診断表や歯の検査表についても、指導要録と同様にコンピュータ処理ができるようにしてください。

回答： 現時点では考えていない。

14. JAXAとの提携事業の実施に当たっては、軍需産業との関わりに配慮して行ってください。

回答： 連携事業の実施と軍需産業との関わりは一切ない。

＜協議＞

組合 実施要項はあるか。

教委 特にはない。

組合 では、JAXAがなにかしたいという提案があれば「はい、どうぞ」という感じなのか。

教委 JAXAからなにかしたいというようなことは基本的にない。

組合 各学校に配られた「宇宙（そら）のとびら」は学研から出ているが、あれは買ったのか。

教委 あれは買ったのではなく提供を受けている。

JAXAとは提携する前から連携できていた。例えば夏季教職員研修に来ていただいたり、理科の教育研究会で授業づくりのための教材や資料などをJAXAから提供してもらっている。学校側のニーズを受けてもらうことがよりやりやすくなるために締結をしている。JAXAの意向が強くなってくるといって提携ではない。

組合 JAXAからどんどん提案があるわけではなく、こちらから要求したものをもらうとかアドバイスを受けるという感じか。

教委 そうです。

組合 朝日新聞によると、今回初めて種子島からJAXAの施設を使って防衛省が衛星を打ち上げた。また、大学は文科省の予算が減らされ、防衛省の研究をすることでお金がもらえるというように少しずつ社会状況が変化している。JAXAと提携してメリットもあるがデメリットもあるという時代の変化があるということを教委もきちんと考えていかないと。

教委 JAXAが軍事産業と関わりがあることはわからないが、教育委員会としては子どもたちのために理数教育推進のなかでプロとしてのJAXAと提携してやっている。JAXAからの要求をまるまる受けているわけではない。

組合 両者の間にきちんとした協定のようなものは全くないのですね。

教委 協定書は取り交わしている。

組合 どんなものか。

教委 例えば社会教育、学校教育、教員研修など両方で協力してやっていきたいと思いますという内容。
組合 それは手に入るか。ホームページを見れば出てくるとか。
教委 どうですかね。今はっきりとはわからない。
組合 後日見せてもらえるか。
教委 基本的には新聞に載っていた程度のもの。どういうものかはこちらが把握している。

Ⅲ 小牧の教育の充実と労働条件改善のための教育予算に関すること

1. 図書館教育の充実を図るため、以下のことに取り組んでください。

(1) 図書購入などのための予算の増額。

回答： 有効活用を期待する。

(2) 専任司書の配置。当面は、司書教諭が職務を果たすための条件整備。

回答： 学校図書館臨時職員の活用を期待する。

(3) 図書の廃棄手続きの簡略化。

回答： 検討したい。

2. 消耗品費・移送費等の増額してください。

回答： 現状の予算で対応したい。

3. 「健康手帳」を廃止し、教育予算を有効活用してください。

回答： 今後の課題としたい。

4. 研修の拡充のため、以下の施策をとってください。

(1) 現職教育費・委託研究費の増額。

回答： 検討課題とするが、適切な執行をお願いしたい。

(2) 学校教育ではない市の行事、社会教育関連の行事への出張は市費で支出。

回答： 予算の範囲で努力している。

(3) 学校長に対する、旅費運用についての研修と指導・監督の強化。

回答： 校長は努力していると考えている。

5. 学校の諸施設・設備の整備・備品充実のための予算を増額してください。

(1) 学習効果が上がる教室環境等の整備・拡充。

- ① 特別教室の確保
- ② 小学校における心の相談室の整備
- ③ 全特別教室へのエアコン設置

回答： ①②について 現状では物理的に困難であり、各校の工夫による対応をお願いしたい。
③について 現時点では考えていない。

(2) 児童クラブは、校舎外に設置するよう市にはたらきかけること。

回答： こども政策課に要望として伝える。

(3) トイレ改修を早急に進めること。

- ① 衛生的で使いやすいトイレへの改修
- ② 洋式トイレの増設
- ③ 臭石除去など異臭の防止対策

回答： 状況の把握に努め、必要な改修、整備は随時実施していく。

《協議》

- 教委 トイレの回収は平成16年度から順次やってきて、再来年牧中が終わると完了になる。
- 組合 大規模改修から20年という巡りでやっている。ただし、限られたスペースのなかでやっていることなので最新の味岡中学校や小牧小学校に比べると不十分なものになる。
- 組合 古さ以外に、トイレの前の教室は暗い上に扉がないので臭いがひどい。
- 教委 それは掃除の仕方の問題かと。工事のなかでは配管を変えたりクリーニングなどもしている。水を流して掃除をすることが臭いの原因かなと思うので、今後はその面でも考慮が必要かなと思っている。
- 組合 原因はどうであれ早く子どもたちをなんとかしてやりたい。
- 教委 防臭対策を回収工事ですぐに対応できるかという無理なので日頃の掃除で対応をお願いしたい。
- 組合 防臭対策でなにかいい方法はないのか。
- 教委 小便器に自然に水が流れるようにはしている。
- 組合 教室のなかにまで臭ってくる場所で給食も食べていることを考えてほしい。
- 教委 工事の中でも防臭対策は考慮に入れて行っているの理解していただきたい。後できることと言えば掃除の方でなんとかよろしくお願ひしたい。

(4) 炎天下でのプール指導の安全のために屋根の増設、滑りやすいコンクリート床の改修を行うこと。

回答： 状況の把握に努め、必要な改修、整備は随時実施していく。

(5) プール清掃の業者委託

回答： 現時点では考えていない。

(6) シャワー・汚物処理室の設置。

回答： 状況の把握に努め、必要な改修、整備は随時実施していく。

(7) コンピュータに関わるトナーなどの諸経費および修理費は、一般消耗品費や営繕費とは別枠予算化すること。

回答： 現時点では考えていない。

(8) 学校用携帯電話の配備

回答： 現時点では考えていない。

6. 経済効率優先ではなく、教育的な視点から学校給食や図書館業務の民間委託化を見直してください。

回答： 第6次小牧市総合計画新基本計画に基づき、効果的効率的な自治体経営を進めていくなかで、学校給食や図書館業務の適切な民間委託を実施していく。